

平成 28 年 6 月 10 日

第 6 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成28年第6回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年6月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町北里 木魂館大会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1番	高村 夏規
委 員	2番	北里 千尋
	3番	北里 隆泰
	4番	安武 聖
	5番	佐藤 仲子
	6番	宮崎 博美
	7番	石松 丈多郎
	8番	阿南 美穂
	9番	明里 孝良
	10番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
（関係委員 6番 宮崎委員）

第3 議案第2号番号1 農地法第4条の規定による許可申請について
（関係委員 9番 明里委員）

第4 議案第2号番号2 農地法第4条の規定による許可申請について
（関係委員 9番 明里委員）

第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局係長 穴井 桂子

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から平成28年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議　　長　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　　それでは、議事録署名委員は、5番 佐藤仲子委員 6番 宮崎博美委員にお願いいたします。

　　なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります

議　　長　　次に、日程第2 議案第1号番号1 「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案集をお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年6月10日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号1 農地 下城字辻ノ前 450-1 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 1,172 m² 権利の種類 3条の無償移転 当事者については、議案集のとおりです。参考として、資料をご覧ください。3ページに作付作物、面積について記載してあります。4ページに権利取得後の農地の面積が記載されております。土地の情報に

については、6 ページに登記簿謄本が付けてあります。場所については字図が8 ページに、ゼンリンの地図が9 ページにございます。現場の状況は、11 ページに写真をつけております。事務局からは以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、下城地区担当の宮崎委員から報告をお願いします。

6 **番** 先日、5月31日に事務局の二人と阿南委員と現地の確認に行ってきました。この土地は、昨年、耕作放棄地であがっていました。周辺は、阿南委員が借りている土地で、この土地を譲り受ける方も、良い方なので問題ないと思います。皆様の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は提案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第3 議案第2号番号1「農地法第4条の規定による転用を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年6月10日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号1 農地 西里字岳湯2792-1 地目 台帳 畑 現況 畑

面積 109 m² 当事者については、議案集のとおりです。参考として、資料をご覧ください。15 ページからです。17 ページに土地の情報については登記簿謄本が付けてあります。18 ページから、事業計画、資金計画、土地の写真が付けてあります。以前は、水草の栽培をしていました。資金計画については、概算です。現場の状況は、20 ページに写真をつけておりますが、配管がわかると思いますが、畑としては難しいと思われます。21 ページから温泉掘削の申請書類が付けてあります。39 ページに残高証明、40 ページが現地確認書の写です。事務局からは以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の明里委員から報告をお願いします。

9 番 5月31日に事務局の二人と佐藤委員と現地の確認に行ってきました。写真のとおりこの土地は、現況は温泉井戸が掘られていて、畑としての再生は不可能と思われます。皆様の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 22 ページの事業計画書のなかで、木造平屋建とあるのは何か。

事務局長 これは、公衆浴場（くぬぎの湯）の建物の状況です。

1 番 湯量が、少ないのですか。

事務局長 再度、確保するための温泉掘削申請です。

議 長 それでは採決いたします。議案第2号番号1について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、日程第4 議案第2号番号2「農地法第4条の規定による転用を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開きください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年6月10日提出 小国町農業委員会 会長 北里耕亮 番号1 農地 西里字打越1072-1 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 309 m² 当事者については、議案集のとおりです。参考として、資料をご覧ください。41ページからです。42ページに土地の情報については登記簿謄本が付けてあります。43ページから、事業計画、排水計画が付けてあります。45ページから地図、ゼンリン地図、48ページに字図、始末書が49ページにあります。現場の状況は、51ページに写真をつけておりますが、20年生のくぬぎが30本ほど生育しています。事務局からは以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、西里地区担当の明里委員から報告をお願いします。

9 番 5月31日に事務局の二人と佐藤委員と現地の確認に行ってきました。写真のとおり一面は道路に面しています。高さは3メートル程あります。林地に囲まれ、近くに農地はありません。くぬぎは、そろそろ伐採の時期を迎えています。皆様の慎重な審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

10 番 48ページの字図ですが、第3者は現地を確認するとき、整合性の確認が難しいと思うので、周囲の一覧を入れてください。

事務局長 気を付けます。

議長 それでは採決いたします。議案第2号番号2について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号2は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に日程第5の議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用計画の決定について意見を求める。平成28年6月10日提出でございます。土地の情報については番号1から説明します、

まず、1番 黒淵原ノ向1818-3ほか1筆。地目は田2筆で3,096㎡です。利用権設定については、再設定になります。水田として利用し、期間は5年、2筆で40,000円の賃借料です。

次に番号2の説明をいたします。上田神迫2859-9ほか4筆。地目は田、5筆で8,053㎡です。利用権については、新規となっています。畑として利用し、期間は3年、長箆の3筆は、10a当たり15,000円、神迫の2筆は10a当たり12,000円の賃借料となっています。

次に番号3の説明をいたします。黒淵柳迫6373-1ほか1筆。地目は田、2筆で2,805㎡です。利用権については、新規となっています。田として利用し、期間は5年、10a当たり60kgの物納となっています。

次に番号4の説明をいたします。西里下ノ迫930番地ほか3筆。地目は田、4筆で2,994㎡です。利用権については、新規となっています。田として利用し、期間は5年、4筆全部で80kgの物納となっています。

次に番号5の説明をいたします。西里田中674番地ほか1筆。地目は田、2筆で494㎡です。利用権については、新規となっています。田として利用し、期間は5年、2筆全部で40kgの物納となっています。

以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第6回総会を閉会致します。

平成28年第6回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

5 番

6 番